

信州共同リポジトリ 運営要項

(趣旨)

第1 この要項は、長野県内の高等教育機関が共同で運営する学術機関リポジトリの運営について、必要な事項を定める。

(名称)

第2 事業の名称を「信州共同リポジトリ」とする。

(目的)

第3 信州共同リポジトリ（以下「本事業」という）の目的は次のとおりである。

- 一 長野県内の高等教育機関における教育・研究・地域貢献活動の成果物（以下「成果物」という）を電子的な手段を通じて蓄積・公開する。
- 二 各機関ならびに長野県の学術情報発信力の向上を図り、社会への貢献を果たす。
- 三 各機関間の協働を通じて県内大学・短大・高専図書館のコミュニティを確立する。

(事務局)

第4 本事業の事務局を信州大学附属図書館に置く。

(参加機関)

第5 本事業に参加できる機関は、第3項に掲げる目的に賛同する長野県内の大学、短期大学、高等専門学校とする。

2 本事業に参加を希望する機関は、別紙様式により事務局に届出を行うものとする。事務局は特別な理由がない限りこれを拒んではならない。

(システム)

第6 本事業に参加する各機関（以下「各機関」という）は、それぞれ国立情報学研究所の JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）への申し込みを行い、共用リポジトリシステム（以下「システム」という）の提供を受けて使用するものとする。

(業務)

第7 各機関は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 自機関の成果物を収集し、自機関のシステムに登録すること。
- 二 自機関のシステムで公開するために必要な著作権処理を行うこと。
- 三 自機関の内外に対して、本事業についての広報を行うこと。
- 四 自機関のシステムに対してそれぞれが必要とするカスタマイズを行うこと。

(成果物)

第8 各機関は、自機関のシステムに登録する成果物の範囲・公開・利用に関して自ら定めることができる。

2 各機関は、自機関のシステムで公開する成果物について、著作権その他の法令上の権利を侵害しないよう十分に確認を行わなければならない。

3 各機関は、自機関のシステムで公開した成果物に対して、万一異議や削除要請があった

場合に誠意を持って対応し、自機関の責任のもとに解決しなければならない。

4 各機関のシステムに登録する成果物の内容についての責任は、当該成果物の作成者がすべて負うものとする。

(年度報告会)

第9 毎年3月に各機関が参加する年度報告会を開催する。議題は次に掲げるものとする。

- 一 当年度の活動に関する報告
- 二 翌年度の事業計画に関する協議
- 三 その他必要な事項に関する協議および報告

(連絡調整)

第10 本事業の運営に関する連絡調整は、第9項の年度報告会を除いて、各機関の担当者が参加するメーリングリストを通じて行う。メーリングリストの設置および管理は、事務局が行う。

(資金)

第11 本事業の運営に必要となる資金は、全参加機関で協議を行い負担方法を決定する。

(その他)

第12 この運営要項に定めのない事項について、必要がある場合には各機関の協議により定める。

附則

この運営要項は平成23年3月1日から施行する。

附則

この改正要項は平成25年3月1日から施行する。